

でございますから、いまのようないろいろ御推測がございましたが、政府はやはりこの法案の提案ということにつきましまして承りましたと申しますか、賛成いたしましたといいますが、十分了解を得てやっていることでしょうか、いま遺憾されましたことは、政府としては何ら今日までに論議もしておりませんし、考えもしていません、ということをはっきり申し上げておきます。

○伊藤頭道君 現在の栄典である勲章は、憲法の精神に従って、何らの恩典もないわけでは、これははつきりしておる。文化勲章もその例外ではないわけです。ただ、文化勲章と文化功労者年金とが、世人やもするとこれを混同して、文化勲章をもらえば年金をもらえ、これは恩典だ、こういうふうな簡単に考えている人があるようですが、これは私が言うまでもなく、文化勲章と文化功労者年金とは全然別個のものであって、何ら関係ないわけです。したがって、文化勲章をもらったそのことは年金に通ずるものではないわけ、全然別個のもので、したがって、文化勲章すらその例外ではないと私はあえて申し上げたわけです。ところが、過去の栄典であった金鶏勲章、その年金受給者だけに限って云々ということであるから、これは一つの恩典になる。恩典だとすれば、その者に限って恩典だとすれば、これは当然に法の上の平等に反するのではないか、こういうことがはつきり言えると思ふのです。この点はどうですか。

○政府委員(野田武夫君) 栄典に基づき恩典はもちろん廃してあります。ま

た、お示しの文化勲章、文化功労者年金は仰せのとおりでございます。従来廃したものを、さらに、たとえばこの年金をあらためて、年金の受給者の身分を対象として出すことは、栄典にやはり関連があるというおことばでございますが、たまたまこれが金鶏勲章という勲章の受給者でございます。そこで、政府といたしましては、たとえば恩給の、ことに軍人恩給のごときも、これはもちろん廃止をいたしております。しかし、その後の社会情勢または旧軍人の経済能力その他あらゆる要素を勘案いたしまして、旧軍人のいわゆる当時廃止されたものを、今回新たにやはり恩給制度で復活しております。こういうものは、やはり一度法によって廃止されたのであるから、ただ政府は、この金鶏勲章受給者のみ復活したと、こういうことをよく誤解されるおそれがあるのでございますが、政府といたしましては、それがたまたま金鶏勲章の受給者でありまして、われわれは決して金鶏勲章の復活また金鶏勲章に対する云々ということではなくて、過去に持つておられたこの年金受給者と皆さん方の身分を考へまして、今日そのいわゆる従来のもので申しますか、そういうものと、経済能力の問題その他あらゆる社会状態その他経済状態を勘案いたしまして、これを、金鶏勲章というような勲章を持つておたから、これを対象としてやるというのでなくて、この年金制が廃止されたものであっても、その後の社会情勢、経済情勢の変化によって、これはひとつ一時金を支給するほうが妥当であるというところでございまして、必ずしも、ただ金鶏勲章という前提をもって取り

扱ったものではないことをひとつよく御了解を願いたいと思つております。○伊藤頭道君 その食しき愛をすひとしからざるを愛するということばが、ありますが、これは為政者にとって大事なことばだと思つて、繰り返しお伺いしておるうちに、旧金鶏勲章年金受給者だけに救いの手が差し伸べられて、たとえば原爆、水爆の被害者、ずいぶん気の毒な生活を送つておるわけですが、こういう方々には何ら具体的救いの手が差し伸べられておらない、こういう点は非常に大きな問題だと思つて、この辺について、そういうふうな、明らかにこれは一方的である、こういう点に多くの問題があるわけですが、総務長官としてはどうお考えですか。

○政府委員(野田武夫君) 戦争の影響によつていろいろ被害をこうむられた国民の各層、各界に、いろいろまた各事態によりましてお気の毒の方が非常に多いのでありまして、お話のとおり、まあできるだけこれらの方々に對しては手厚い処理をするということでは、これはもう政治の一番大事なことであるといふことは全く同感でございます。しかし、やはりそのときの状態を考へ、また、その前後の状態を考へますと、まことに広範でございます、まだもちろん足りないことが多くと思つております。たとえば政府でやりました一つの例をとりますと、大体海外の方々に、お気の毒だといふので、かつてやはり五百億のお見舞金を差し上げておる。まあいろいろ、決して勲章を持つておる方ではなくて、こういう方には、たいへん海外で多年国家

毒だといふので、とりあえずそういう処置もいたしております。また、いまお話のありました原爆の被害者、これはまあ何と申していいか、実にお気の毒でございます。現在ここに厚生大臣もお見えてございまして、政府はこれらの方々に對しては、その御病氣に對する措置、まあいろいろな点に對しては、まあできるだけいたしておるわけですが、もちろんいまお話のとおり、決してこれが万全をはかつておるというまでは至っておりません。しかし、政府といたしましては、これらの方々に對しては、今後でもできるだけお厚い取り扱ひをしたい。これらが、いままあちやうど原爆被害者のお話しでございます。したが、あるいはまた、それらに厚生大臣お見えてございまして、ここに話し願えるかと思つて、いまお話のとおり、政府は決して勲章を持つておられた者を重点的に考へるとかあるいは勲章保持者をまず政府のそれらの救済の対象にするということも毛頭考へておりません。したが、いまも、今度の金鶏勲章の受給者の措置につきましても、御承知のとおり、金鶏勲章には非常に功一級から階級がございまして、勲章の、勲等の差というものは一切考へないで、平等にこの法案によりまして七万円を差し上げるといふこと、ございまして、これが栄典制度の復活と考へますと、どうしてもここに功一級と功二級は幾らという差別がございまして、そんなものは、全然政府といたしましては、この法案の精神もそうでございますが、実態もそうでございます。

が、この法案に沿ひまして、先ほどお話がございましたように、また、私も御説明いたしましたように、これらの身分を持つておる方で、今日の経済情勢にかんがみまして、かつて持つておられた既得権を少しでもひとつお助けしてあげたい、こういう考え方でございまして、政府はひとり金鶏勲章保持者ということではなくて、いまお話のとおり、万般におけるこれらの災いを受けられた方々に対しては、今日までできるだけいたしておりますが、まだまだ不完全でございますから、将来ともひとつそういう方面に頭を使って対策を立てたい、こう考へております。

○伊藤頭道君 厚生大臣は、衆議院の本会議のほうに二時三十分までということでございますが、以下厚生大臣に二、三伺ひしますが、まず旧金鶏勲章年金受給者であらうとなかろうと、経済的精神的に不遇のうちに残りの日を送つておる気の毒な方々に對しては、あたたかい手を差し伸べる必要がある、こういうことはわれわれも痛感しておるわけでございます。それにはまず根本的に、社会保障制度を抜本的に改善する以外にはなからうと思つております。この点について、所管の厚生大臣としてはどのようにお考えですか。

○國務大臣(小林武治君) 近代的の社会保障というものは終戦後非常にテンポをもつて始められておるのであります。社会保障としましての三本の柱があつて、生活保護の問題と、それから健康保持のための医療保障、それから高齢者の所得保障のための老齢年金と、この三つのものが三本の柱となつて社会保障をいたしておる。そういう

た、お示しの文化勲章、文化功労者年金は仰せのとおりでございます。従来廃したものを、さらに、たとえばこの年金をあらためて、年金の受給者の身分を対象として出すことは、栄典にやはり関連があるというおことばでございますが、たまたまこれが金鶏勲章という勲章の受給者でございます。そこで、政府といたしましては、たとえば恩給の、ことに軍人恩給のごときも、これはもちろん廃止をいたしております。しかし、その後の社会情勢または旧軍人の経済能力その他あらゆる要素を勘案いたしまして、旧軍人のいわゆる当時廃止されたものを、今回新たにやはり恩給制度で復活しております。こういうものは、やはり一度法によって廃止されたのであるから、ただ政府は、この金鶏勲章受給者のみ復活したと、こういうことをよく誤解されるおそれがあるのでございますが、政府といたしましては、それがたまたま金鶏勲章の受給者でありまして、われわれは決して金鶏勲章の復活また金鶏勲章に対する云々ということではなくて、過去に持つておられたこの年金受給者と皆さん方の身分を考へまして、今日そのいわゆる従来のもので申しますか、そういうものと、経済能力の問題その他あらゆる社会状態その他経済状態を勘案いたしまして、これを、金鶏勲章というような勲章を持つておたから、これを対象としてやるというのでなくて、この年金制が廃止されたものであっても、その後の社会情勢、経済情勢の変化によって、これはひとつ一時金を支給するほうが妥当であるというところでございまして、必ずしも、ただ金鶏勲章という前提をもって取り

た、お示しの文化勲章、文化功労者年金は仰せのとおりでございます。従来廃したものを、さらに、たとえばこの年金をあらためて、年金の受給者の身分を対象として出すことは、栄典にやはり関連があるというおことばでございますが、たまたまこれが金鶏勲章という勲章の受給者でございます。そこで、政府といたしましては、たとえば恩給の、ことに軍人恩給のごときも、これはもちろん廃止をいたしております。しかし、その後の社会情勢または旧軍人の経済能力その他あらゆる要素を勘案いたしまして、旧軍人のいわゆる当時廃止されたものを、今回新たにやはり恩給制度で復活しております。こういうものは、やはり一度法によって廃止されたのであるから、ただ政府は、この金鶏勲章受給者のみ復活したと、こういうことをよく誤解されるおそれがあるのでございますが、政府といたしましては、それがたまたま金鶏勲章の受給者でありまして、われわれは決して金鶏勲章の復活また金鶏勲章に対する云々ということではなくて、過去に持つておられたこの年金受給者と皆さん方の身分を考へまして、今日そのいわゆる従来のもので申しますか、そういうものと、経済能力の問題その他あらゆる社会状態その他経済状態を勘案いたしまして、これを、金鶏勲章というような勲章を持つておたから、これを対象としてやるというのでなくて、この年金制が廃止されたものであっても、その後の社会情勢、経済情勢の変化によって、これはひとつ一時金を支給するほうが妥当であるというところでございまして、必ずしも、ただ金鶏勲章という前提をもって取り

た、お示しの文化勲章、文化功労者年金は仰せのとおりでございます。従来廃したものを、さらに、たとえばこの年金をあらためて、年金の受給者の身分を対象として出すことは、栄典にやはり関連があるというおことばでございますが、たまたまこれが金鶏勲章という勲章の受給者でございます。そこで、政府といたしましては、たとえば恩給の、ことに軍人恩給のごときも、これはもちろん廃止をいたしております。しかし、その後の社会情勢または旧軍人の経済能力その他あらゆる要素を勘案いたしまして、旧軍人のいわゆる当時廃止されたものを、今回新たにやはり恩給制度で復活しております。こういうものは、やはり一度法によって廃止されたのであるから、ただ政府は、この金鶏勲章受給者のみ復活したと、こういうことをよく誤解されるおそれがあるのでございますが、政府といたしましては、それがたまたま金鶏勲章の受給者でありまして、われわれは決して金鶏勲章の復活また金鶏勲章に対する云々ということではなくて、過去に持つておられたこの年金受給者と皆さん方の身分を考へまして、今日そのいわゆる従来のもので申しますか、そういうものと、経済能力の問題その他あらゆる社会状態その他経済状態を勘案いたしまして、これを、金鶏勲章というような勲章を持つておたから、これを対象としてやるというのでなくて、この年金制が廃止されたものであっても、その後の社会情勢、経済情勢の変化によって、これはひとつ一時金を支給するほうが妥当であるというところでございまして、必ずしも、ただ金鶏勲章という前提をもって取り

ことで、最近におきましては、三年ばかり前から国民の皆保険というものが行なわれて、医療保障が一応整ってきつた。次に、国民年金が昭和三十四年から始まりまして、そうしてすべての国民は年金を受けられるようにする、こういう制度が整ってきたのであります。現在一応国民年金、厚生年金、船員保険、国家公務員共済組合等八つの年金制度がありまして、これによってすべての者が年金を受けられる、こういうふうな体制が整ってきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持っておらず、今後内容を明らかにしていく、こういうことになっております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに入っている者は拠出年金に加入できないうので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によって出されている。こういうことでありまして、現在では老齢年金が月に一千円になっておりますが、この金額はなおきわめて不十分であるということがあります。随次この内容を充実させていく。こういうことについてお話しします。それで現在国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していくという方針をとっておりますが、とらあえず国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするというところで、この国会にいわゆる一万円年金

というものを實現せしめたいということ、法案の審議をお願いすることに相なっておりますが、厚生年金をまず改善をいたしまして、続いてこの国民年金もぜひひとつ現在の所得保障としての実があげられるようにひとつ改正をいたしたいと、こういうことになっております。拠出年金あるいは厚生年金はいまのようなり方をしておりませんが、続いていまのお話の老齢年金で、老齢者で拠出年金に入らない者は、いま月額千円しか受けられない、これを今後この千円というものを相当に幅をふやしていかなければならぬ。こういうことで、いずれにいたしましてもお話のように、すべての国民が年金によって老後の所得を保障できるように、こういう方針でもって進んでいくということをお話ししてあげておきます。

○伊藤道雄 ところで特にお伺いしたいのは、旧金鰐勲章年金受給者であつて――前提があるわけですが、受給者であつて、経済的精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている気の毒な人、こういう人だけを救済すればいいの。それとも旧金鰐勲章年金受給者であろうとなかろうと、経済的精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている気の毒な方はみな救いの手を差し伸べるのがいいの。一体厚生大臣として、どちらをおとりにいたしますか。

○国務大臣(小林武治君) 私ども厚生当局としては、全国民を対象として年金の制度を確立したい。こういうことと進んでおるのでございます。

○伊藤道雄 ところでわれわれの希望としては、旧金鰐勲章年金受給者だけ

という不公平な考え方をかなくぐり捨て、いま厚生大臣もはっきり言われたように、年をとって老残の日々を送っている気の毒な方はみな対象として救いの手を差し伸べる。それにはいま御説明のあった老齢福祉年金、このまづ支給額を大幅に上げて、いま千円と千五百円と千七百円の程度で、どうにもならない。これはいま御説明のあったとおり。したがって、支給の額を上げて、今度は支給開始の年齢を引き下げて、そしていろいろあれを調べるという制約があるわけですね。ただ一定の年齢に達した者には無条件に出してあげるわけはないわけですね。いろいろと複雑な制約があつて、たとえその支給開始の年齢に入つてもなかなかもらえない仕組みになっておるわけですね。実際には、こういう制約を撤廃すること。この三つですね。支給額を引き上げる。支給開始の年齢を引き下げる。そしていろいろな制約を撤廃すること。これを抜本的にやることによって、気の毒な方はだれも救われてくると思ふのです。このことはいかががですか。

○国務大臣(小林武治君) いまの一千百円は少ない。私はいまよりは少ないと思つておりました。これがある程度引き上げなければならぬということをお話ししておきます。

○伊藤道雄 最近の機会にこれを實現させた

が、これも年々広げまして、今年が六十五万円までの方は支給制限をしない、こういうことになっておりました。お話しのようなことは順次直してきておられますが、これからは同様なことを進めなければならぬ、こういうふうにお話ししておきます。

○伊藤道雄 ところでついでにお伺いしますが、老齢年金については承つたわけですが、その支給開始の年齢ですね。これを六十五歳まで引き下げる、これは現行はどうなつておるのか。また、制約についてはいろいろごまかい制約がありますから、そういうことだけ。ごまかい問題は必要ありません。基本的なことだけお答えいただきます。

○国務大臣(小林武治君) 現在の支給年齢は七十歳から始めることにいたしました。それを六十五歳まで引き下げる、こういう意見がありますので、これらについてもいま検討しております。こういうことでは、いよいよ支給について所得制限とかがありますが、その所得制限をいろいろな扶養家族とか、そういうものを集めて六十五万円まではもう支給する、こういうことで大幅に緩和されておりました。所得制限の關係はだれも希望に近づいておる。それからもう一つは、公的年金との支給問題があります。たとえば遺族扶助料をもらつておる者はこれを支給しない。昨年までは遺族扶助料を七万円までもらつておる方には支給をしない、こういうことになっておりました。今度の改正でこれを八万円までの方は支給することになりまして、これはこの面の支給制限も大幅に緩和されて、今年だけで二十何万人も支給対象になる、こういうことについてお話しします。このいまの七万円を八万円にしたというのは、これは遺族扶助料でありまして、軍人関係のものがそういう取り扱いを受けております。また、一般公務員関係の恩給につきましても、一応の支給制限がある、こういうことになっております。

○伊藤道雄 老齢年金についての実態は伺つたわけですが、現在は七十歳に引上げられ、支給されない、こういうことですね。これはこの国会でぜひ六十五歳くらいまで引き下げる。まあ、一時に大幅に引上げようとは思いませんが、やがては六十歳くらいまで引き下げていくように、そして支給額も月額せめて一万円を下らない額になるように、せつかく厚生大臣として努力をお願いするわけですね。そして、いま全国で六十歳以上の老齢者は大体一〇%以上が、一千万人をこえていると思つておられますが、この一千万人の六十歳以上の方々の中には、相当生活困窮者もおおらうと思つておられます。賃金が低いということ、なかなかもつて容易でない。子供も昔のように扶養の責めを果たしたくも子供自体がなかなか生活に追われておつて、親のところまでなかなか手が伸びない。そういう気の毒な家庭生活の方も多岐にわたります。したがって、先ほど来お願いしておる、この老齢年金の額を大幅に引き上げて、そして支給開始の年齢をまた逆に大幅に引き下げる、そして制限を撤廃する、こうすることによって一千万人以上もおる六十歳以上

こりやしないのではないか、かように考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 かつて受けていたいわゆる年金を打ち切られたために、経済的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている気毒な方々を救う必要がある、だからかくかくの手を打ちたい、こういうことですが、よくこの前提出いただいた資料等にも出ておりますし、いま提案者の御説明を聞いても、中には相当「元閣下」といわれたような方で、いまも恵まれた生活を送っている方もあるわけですが、一部には、ところが、これは一律になつては行かぬ。そういう老残の日々を送っている気毒な方々を救う必要がある——これはその人だけを取りはずせばまあ大事なことではございません。いわけですな。ところが、そうでない人も含まれているわけですね。これも内容のいい悪いは別として、かつての海外引き揚げ者に対して法的にある種の補償を国会でやったことがあります。その際は年取幾ら幾ら以上の者は除外すると、こういうふうになつておつたわけですね。ところが、今回はそういう制限はない。これはまあたいした大きな問題ではございませんけれども、ちょっとりっぱな提案者の説明としては受け取りがたいので、ちょっと筋の通つたお答えをいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(草葉隆國君) 私ちょっとときに申し上げました資料で、旧金鶏勲章の一級、二級が、二名、十三名と申しましたが、これは昭和十四年末の現在数で、現在はもうおなくなりになっておるからゼロだと存じます。ないということですが、した

がって、これはちょっと御訂正をいただきたいと思ひます。したがって、先ほど申し上げましたように、三級以下はごく少数であつて、大部分は七級、そうしてお話のように、ある所得制限でやるやり方と、こういう多数が一般で、いわゆる最下位であつて、そうしてごく少数の場合には、そこまで制限をせずやる場合と、まあ両方あると存じます。その影響が多い場合には、お話のような方法が必要かと存じます。申しますか、当時の年金受給が多い方にはごく僅少にしかすぎませんが、しかし、七級を中心とした立場において一時金七万円という金に第2で支給するということにいたしました次第でございます。上級はごく少数でございますが、かような方法をとつたわけでございます。

○伊藤頭道君 時間の関係もございましてから最後に一つだけ伺ひします。が、終戦とともに公債を無効にするという法律ができて——かつての、当時の政府の国策に即応して大事な私財を公債にかえた人もいろいろあつたわけですね。これもその当時はその国の国策に十分協力して公債を買つた人、ところが終戦とともにそれはもう公債は無効だという法律ができてはご紙になつてしまつた、こういう事例はたくさんあるわけですね。こういう方には別に何らの手も打たれていないわけですね。こういう点からいつても、私は繰り返していままでも質問してきたのは、旧金鶏勲章受給者だけに限るのはおかしいではないか。経済的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている気毒な方々は、日本人である以上、日本の政府は全員を対象にして公平に貧しきを憂へずひとしからざるを憂へるといふそういう政治の要諦に立つてこれを救済するのがいわゆる善政ではなからうか。そういう角度から、さらにまた憲法上は旧栄典であつた金鶏勲章、そこに池田総理が言われたように、かつての地位というものは、そういう旧栄典であつた金鶏勲章所持者に限られては行かぬ。こういう点でいろいろ疑問の点がまだまだ解明されないうちに質問が進んで来たわけですが、したがって、こういう点を十分解明する必要があるわけですね。いろいろの都合でもうこれ以上質問できませんのでこれ以上は伺ひしません。特に提案者としてはいま申し上げましたことに対してどのようにお受け取りになるか、そのお考えをお聞かせいただきたい、私の質問を終わります。

○委員以外の議員(草葉隆國君) 私は御質問の御趣旨はたいへん敬意を表しながら謹聴いたした次第でございます。わかれもそういう考え方でございまして、ことに社会保障を強く推進してまいつております私たちがいたしましては、国民の今後の上に、社会保障的な立場からの生活保障、医療その他の上にとつとめて平等の処置が、処遇がなされるべきものである、これはもう原則として近代国家の将来発展します形においてぜひこの道をとおつていかなければならないと存じております。しかしながら、その国民の中には、あるいは国家公務員として働いてある一定の条件をつけてやめられた場合、あるいは共済年金なりあるいは厚

上、日本の政府は全員を対象にして公平に貧しきを憂へずひとしからざるを憂へるといふそういう政治の要諦に立つてこれを救済するのがいわゆる善政ではなからうか。そういう角度から、さらにまた憲法上は旧栄典であつた金鶏勲章、そこに池田総理が言われたように、かつての地位というものは、そういう旧栄典であつた金鶏勲章所持者に限られては行かぬ。こういう点でいろいろ疑問の点がまだまだ解明されないうちに質問が進んで来たわけですが、したがって、こういう点を十分解明する必要があるわけですね。いろいろの都合でもうこれ以上質問できませんのでこれ以上は伺ひしません。特に提案者としてはいま申し上げましたことに対してどのようにお受け取りになるか、そのお考えをお聞かせいただきたい、私の質問を終わります。

生年金なりという特別な処遇をするということは、これまた必要であらうと思ふ。全部そういうものを廃止してしまつて、そうしてただ平等な社会保障全部でやるという形はこれはなかなか困難であつて、やっぱりそれぞれの立場においての処置は、これは幾ら社会保障が一般的な形において発達をいたしましても、それらの意味における社会保障としての立場もまたこれ許容していかなければならない問題だと存じます。したがって、一方におきましては、共済組合年金あるいは雇用者に対する厚生年金、こういうものは同じく生活の保障ができる程度までの年金制度を持つていって、それがいわゆる社会保障としての全体のねらいに合致するのじゃないか。また、かつて戦死したような人たちに對して、そうしてそれが恩給法であつて終戦になつてから一時はこれと同じようにこれを廃止いたしました。またこれは、むしろ政府が法律をもって復活をして、そうして現在御承知のように、扶助料等を出してやる、これもまた私には決して社会保障的に逆行するものではない、それと合つていくべきものだと考へておる次第であります。そういう意味におきまして、かつての金鶏勲章年金受給者に対して、そのとおりにはいかないが、一時金として僅少ではあるが七万円の処遇を新たにします。大体従来、こう約束しておりました。か、国家が契約保証してまいりました中、まずそのままの状態を年金的に打ち切られておるのはこの問題だけであるというくらいに考へるわけでありまして、何とかひとつ、ここまで日

本に経済が復興してまいりました現在においては、処置をすることが、これらの日本の時代的思想的にもまたこれらの人たちに對する感じからも必要である。といつて一般社会保障制度をこういふものによつてすりかえようという考へはこれは毛頭なしに、それは大前提としては伊藤さんのお話のおおきものだと考へる次第でございます。そういう点から申しますと、わずか七万円の一時金では、いわゆる社会保障的な立場から考へまして、むしろ私に對して十分とは考へられないが、かつて持つておりましたそういう処遇に對する一つの廃止のあと始末の一端として、ぜひこの際これを実現さしていただきたいと念願いたしておる次第でございます。

○委員長(三木與吉郎君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(三木與吉郎君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないかと認めます。よつて質疑は、これにて終局いたしました。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

ます。

政府側から武田官房長、北脇監察局長、宮川電波監理局長、増森人事局長が出席されております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤道君 本法案に関連して二、三お伺いしますが、最初、監察局関係の面でお伺いします。

まずお伺いしたいのは、郵政の犯罪についてですが、最近私が指摘するまでもなく、郵政犯罪は漸増の傾向にあって、しかも非常に悪質化してきておる、こういうことが言われておるわけですが、そこで、まずお伺いしたいのは、監察局の機構の改善によってある程度こういうことを防止しようとするようなお考えがあるのかないのか。また、あるとすればどういうことをお考えになつておるか。また、その対策の実施によって成果があつておるかどうか、まあこういうような問題について、まずもって監察局長にお伺いします。

○政府委員(北脇信夫君) まずもってお答えしたいのですが、実は、先般異動によりまして、私監察局長になりました。まだ十日あまりでございますので、あまり詳しいことは存じませんが、ただ一昨年東京品川の南浜川事件等ございまして、どうしても防犯審査というところに重点的に力を入れるべきだという問題と、捜査につきましても、責任を明確にすべきだと、こういうようなことから一昨年の十月一日に東京郵政監察局のもとに六支局をつくりまして、また、大阪府にも大阪郵政監察局のもとに三支局をつくりまして、さらに警本部、こういうものの責任権限を明

確に分けました。さらに昨年の六月に

その他の八地方郵政監察局におきましても地区監察官室というものを置きまして室長を置きまして、いわゆる捜査、審査の第一線の仕事、管内全般の管理事務、こういうものを分けました。責任、権限というものを明確にいたしました。これがその後の捜査、考査にもかなり効果があつておる、かように考えております。実は最近の事件が起きました、今後さらに機構の面でどうするかという問題の御質問でございますが、まだ機構の問題にまで立ち至つて検討するよりも、むしろこの改正した機構を十分に生かして運用するということが今後重点を置いていきたいと、かように考えております。

○伊藤道君 三十六年の八月二十九日に行管が勧告しておるわけですが、郵政業務について、その際行管の勧告の指摘の問題を見ますと、こうなつておるわけですが、「郵政犯罪は、漸増の傾向をたどつておるが、その検査率は低いまま横ばい状態で推移しており、特に郵便関係においては低調である。ついでに、外部捜査機関との協力をいっそう緊密にして、検査率の向上を期する必要がある。」、こういう勧告をおるわけですが、この勧告を受けた郵政省としては当然これに対する報告をおるわけですか。それから、もうこれは三十六年ですから約三年経過してされておるのか、要点を簡単に御聞かせいただきたいと思つておるわけですか。その後どのように改善されておるのか、また、前年から

○政府委員(北脇信夫君) 行管の勧告の次第もございまして、まあ前年から警察とは密接な連絡をとりまして捜査に当たつておりましたが、勧告の次第

もありまして、その後はさらに一そう

緊密な連携のもとに捜査を実施しております。ただ検査率の問題でございまして、特に郵便犯罪は特殊性がございまして、この間発生しましたような貯金犯罪などと違ひまして瞬間的に抜き取つてしまつて、あとに証拠は残らない、それからこの犯罪の中には、たとえば夜間に郵便のポストに火気を投入する事件、こういったものも事件として入つております。これは非常にその後の捜査が困難であります。そういうようなこともございまして事業別に見ますと、郵便犯罪が最も検査率が低い、かような現状でございまして。

○伊藤道君 犯罪には部内、部外とあるわけですが、部内の犯罪防止については、言うまでもなく郵政監察官の大幅な増員がまず一つの対策であると思つておる。新年度においてこの監察官の増員というものは考へられておるか、計上されておるかということですね。そういう点はどうですか。

○政府委員(北脇信夫君) 御承知のように、定員法では監察官は七百名以内で、現在員が六百二十七名ございまして、実定員からいいますと、若干過員になつております。と申しますのは、三十五、六年ころ郵便の運配問題、その他業務の正常運行というやうないろいろな問題がございまして、若干の過員も人事局の承認を受けておるわけですが、こういうような状況でありますし、また、かたがた昨年度相当御無理を願ひまして、郵政監察官補というものを従来百二十五名でありましたのを百名増員してもらひまして二百二十五名になりました。このほうで、

犯罪が発生した後の捜査でなくして、

むしろ防犯面の考査に力を入れるという方向でやりましたので、ことしは監察官の増員というものは考へておりません。

○伊藤道君 そうしますと、郵政監察官補の増員というものは具体的に考へておられるけれども、監察官そのものは増員しないということですね。

○政府委員(北脇信夫君) 監察官補の増員は、これは昨年度実施したわけでございます。

○伊藤道君 この点について大臣ちよつと、これはむしろ質問というよりお願いするわけですが、これから郵政犯罪についてなお二、三お伺いするわけですが、結局非常に郵政犯罪が漸増の傾向にある、いろいろ対策はありましようけれども、部内の犯罪のいむゆる対策の一つとしては、郵政監察官あるいは郵政監察官補ですね、こういうものは郵政監察官をばかつて、いわゆる人的要素を拡充していく、それだけでは成果はあがらぬでしょうけれども、こういうことも一つの有力な対策で、やはり私どもは地方の出入を回つて見てもそういう感を深くするわけですが、なかなか監察官の手が足りないで綿密な考査はできません、こういうような実情から特にお伺いし、お願いするのは、やはり監察官はいしは監察官補の定員増ということが当然考へられてし

かすべきだと思つておるわけですが、この点だけをお伺いしたいと思つておるわけですが、

○国務大臣(古池信三君) 郵政犯罪があとを断たないということはまことに残念なことではございまして、特に最近静岡市内において大がかりの犯罪が行

なわれたということに對しましては、

全く弁解の余地のないところでございまして、申しわけないことと考へております。そこで、郵政犯罪に對しましてはいろいろな態様があるわけですが、第一に重要なことであろうと考へます。第一に重要なことであろうと考へます。第一に重要なことであろうと考へます。第一に重要なことであろうと考へます。

二には、もしもそういう犯罪が起つた場合には、一日も早くこれを発見して、その被害を最小限度に食い止めて、こういうことが必要であるかと考へまして、それには何といひましても、監察官並びに監察官補というふうな特別にそういう職責を持つた職員をできるだけ増員もいたし、手抜かりのないようにしていくことが必要であるかと考へております。ただこれには相当予算も要することでありまして、特に御承知のように、政府としましては、できるだけ人員の増員ということ

は、万やむを得ない場合のほかは、できるだけ抑制していき、こういう方針のもとに進めておられます。おりに認められていないことにはあります。が、将来はできる限りこういう点については増員もいたしまして、遺憾なきを期したいと、こう考へております。

○伊藤道君 これは部内犯罪についてですが、部外の犯罪については各府県の県警——まあこういう外部の捜査の機関と協力してやる以外にはないわけですが、ただここで問題なのは、国鉄とか私鉄に郵便物を委託しているわけですね、従来、まあ最近郵政省自体の郵便車、あるいは場合によっては航

空機を利用したり、トラックを利用したり、まあいろいろ考えられておるわけですが、そういう面も具体的に相当進んでおると思うわけですが、それほどの程度進んでおるのか。こまかい数字は必要ありませんが、そこはどのよう方向にまいっておるのか、その方向をお聞かせいただければ……。

○国務大臣(古池信三君) 御承知のように、国鉄等に輸送を委託しておりまする郵便物につきましては、特別な車両をつくりまして、郵便車と申しておりますが、これに係員が乗車して、締め切った郵便袋のまま運ぶものと、車内においてその通過の時間を利用して区分をしながら輸送するというふうなものがございます。ただ最近、御承知のように、鉄道の幹線は非常に電氣化されてまいりまして、電車の場合には郵便車をこれにつけるというのを国鉄がいたしませんので、さようなわけで郵便物の輸送にもいろいろ困難を来たしてまいっております。と同時に、郵便だけの専用の電車を動かしてもらうということもいま検討しておるわけでございます。さらに道路が最近数年間非常によくまりましたので、この道路を利用して自動車輸送ということにも今後大いに力を入れてまいらねばならぬと考えております。これについては従来とも郵便通送自動車会社という専門の民間の会社がございます。いわゆる赤自動車会社でございますが、これも私も十分に力を入れています、近距離はもとより、道路の完備したところについては自動車輸送も充実してまいりたいと考えております。さらに長距離の、たとえば九州でありますとか、北海道というふうなところにつき

ましては、今日迅速郵便物は、第一種、第二種は飛行機を利用しておりません。しかしながら、今後の社会情勢にかんがみまして、やはり九州、北海道等は迅速でなくとも、第一種、第二種等の郵便物はこの飛行機を利用することを考えたい。そうしますと、大体二日目はそれぞれ北海道あたり、あるいは九州あたりにも配達ができるということになりますので、その点についていま研究もし、実行計画を立てつつある次第でございます。

○伊藤頭道君 先ほど大臣も指摘されましたが、名古屋の郵政監警局管下の静岡支局ですか、そこで三月の十二日、静岡の七間——これは特定局だと思ひますが、七間郵便局長の奥さんが業務上の横領で検挙されたこと、まあこういう報道を受けたわけですが、これはまああずいぶん期間が長いんですね。二十七年六月から本年三月まで、実に十二年間にわたって百七十一口定額郵便貯金、額は大体三千六十万円にもなる。これは膨大な額だと思ひますが、こういうものを一婦人が横領したという、これはまああまり類例のない問題だと思ひますが、この問題もいろいろお聞きすると、四年前に一応発覚しかけたんだけれども、巧妙な手先でまたうやむやになってしまったと。これは犯罪総額からいうと郵政史上でも三つの中に入るとかいわれておる。事はどさどさように大きなものであり、いわゆる実損の点からいうと一番大きいんだという報道もあるわけですね。これはまあ一つの例ですけれども、いづれもあちこちの犯罪を調べるとほとんどが特定局に限定されておるわけですね。まあ特定局というのは、言うまで

もなく、やろうとすれば、人数も少ないし、監督の立場にあるその方がやるんだから、やりやすく、またばれにくいというふうなことで、十二年間におたって三千六十万円、まあこういうふうな問題が出てこようと思ひんですが、したがって、特定局についてはいろいろそういう意味でも問題が多かろうと思ひますが、こういう点にかんがみて、今後どういうふうな基本的な対策を考えておられるのか、その重点的な問題だけを御説明いただきたい。こまかいことは要りませんが。

○国務大臣(古池信三君) 今日、日本の郵便局は総数で約一万六千局ばかりでございます。そのうちで普通局と申しますのは約一千局、したがって、残りの一万五千近くの局が特定郵便局でございます。ただいまの御指摘になりました局も静岡七間局と申しまして、市内にありますが、ごく小さい無集配特定郵便局でございます。そこでかような大きな犯罪を犯しましたことは、まことに先ほど申しましたように、遺憾しごくなことでございますが、これに對しまして、今後かようなことを二度と繰り返して起こさないためには、どういう方法が考えられるかということですが、まず第一には、特にこの場合は貯金の事務でございます。これに限って考えてみますと、貯金の扱いの事務上はまだ不完全な点があるように思われまして、したがって、今後はこの貯金の事務的な取り扱ひ方法を至急に改善いたしまして、相当経費もかかることと考へますけれども、今後さような犯罪を犯すすきのないような制度、方法を採用してまいりたいと思ひております。第二には、それでもなお

かつ犯罪を起こすというふうなことにについては、監察官を充実いたしました、できる限り早期にこれを発見して、対策を考へる、こういうふうな存じている次第であります。それから特定局に多いではないかというお話ですが、必ずしも特定局に限って多いというわけではございません。普通局にも相当な犯罪があるのであります。しかし、今回のように十年以上も継続して犯罪を犯し、しかもこれが発見するに至らなかつたということは、やはりわれわれ十分検討してみなくちゃならない余地があると思へます。何ぶんにも特定局は少数の人数でやっておりますから、そのうちの一人が分担してやります仕事が多に多いのであります。まあいわばその権限が広いわけでありますから、多数の人が分割して仕事をやれば、なかなかかような犯罪も起こしにくいであらうと思ひますが、一人ですべて処理してやれるようになつておる、また、やらなければ局の運営がうまくいかぬ、こういうような事情もあつたので、それぞれ相まって今回のような事件が発生したと考へております。これらについては今後十分に検討をいたしまして、かようなことを再び起きないように考へてまいりたいと思ひ、こういうふうな思ひております。

○伊藤頭道君 次に、二、三、郵務局長にお伺ひしますが、最近郵便物は質量ともにどんどん複雑、膨大になりつつあるわけでありまして、現地など見ますと、大都市周辺と、それ以外の区域ではだいぶ職員の仕事の負担量が違ふと思ひますので、さういふこと

ことに見合つたいわゆる増員計画がなされておると思ひますが、こういう基本的な考へ方は一体どうなのか、こまかいことは要りません。

○政府委員(増森孝君) 郵務局長がちょっとお参りなされたので、人事局長からかわつてお答えいたします。

最近、郵便物が非常に激増しております。それから最近の傾向といたしましては、都市周辺に非常に激増しているという傾向が見えております。したがって、たゞいま先生の御指摘になりましたように、都市等で非常に要員難におちいつていることは事実でございます。

○伊藤頭道君 これは国鉄に關係があることですが、国鉄が盛んに——どこでもそうですが、近代化ということに力を入れておる。そういうことは結局停車駅がだんだん少なくなる、そういうことで、郵便物を国鉄に委託しておる郵政省としても、こういうことになると、みんな停車駅が少なくなると、その駅にどうもとらぬ汽車に委託した郵便物はその駅におろせないわけですから、どうしても郵政省独自で、先ほど大臣も御指摘になつたように、専用の自動車、または遠方の場合には航空機、こういうことが当然考へられると思ひます。それと同時に、国鉄の輸送計画が変わると郵政省もまたその影響を受けるわけですね。これは、まあ、国鉄に委託した分については少なくとも計画を郵政省は変へざるを得ない、こういうことにならうと思ひますが、さういふことになつて、いわゆる郵便物のスピードアップといふことが、旅客のスピードアップをねらつておる国鉄と同様、郵政省としても大きな問題の

のように、昨年度の予算に計上されま
してそのまま本年度に繰り越しになっ
ているわけでございます。それから民
間放送が水戸それから宇都宮というの
に、これは三十七年の七月に免許に
なったわけでございます。そのときの
電波の事情から、非常に窮屈ではあつ
たのでございまして、特に非常
に要望の熾烈でございましたこの二
県につきまして民間放送を許したので
ございます。その後中波の事情——中
波と申しますのはラジオに使っており
ます波のことでございまして、外国の
混信その他がございまして、年々非常
に電波の事情が窮屈になってまいって
おります。そういう事情と同時に、先
ほども申しましたFM放送というもの
の申請がまた新しく出てまいりまし
て、また、それが具体化する日も近い
ということに相なっております。ござい
ます。現在FM放送のあり方というよ
うなもの、検討の場合に、一緒に含め
てそれも民間放送の場合も考えたい、
こういうふうな考えをしております。し
ながら、御指摘のように、県に密着
した放送というものはやはり必要であ
るといふ考えに立ちまして事を進めて
まいりたいと、こういうふうな考えを
しております。

ておるわけですが、それからすでに四カ
年を経過しておるわけですが、そこで特
に一昨年から昨年にかけて関係方面へ
県民あげて要請をしてきておる、こう
いう実情です。いま御説明ありました
ように、同じく北関東三県で茨城、栃
木についてはもうすでに放送を開始し
ておる。そこで電波免許については大
体三年おきに更新されると、こう承っ
ておるわけですが、次回は四十年年度
ということになりかと思ひます。三年
おきということになりかと思ひます。そこ
で問題は、その年度の途中でも免許の方
法はあるというふうなお話も承ってお
るわけですが、結局こういうふうな実
情から、特に民間放送については、挙
一の体制が必要条件であるという、
そういう大前提に立って、群馬県では
そういう体制はもう確立しておいて、
手続も完了しておる。ただ電波の免許
を一日千秋で待っておるわけですが、こ
ういう中でひとつ何とか早急にこの電
波の免許を一刻も早くもらいたい。
で、昨年代表者が伺ひした際に、早
期実現に努力したい、こういう意味の
御回答が郵政省からあつたわけですが、
それから前のNHKと同じように一年
以上経過しておるわけですが、その後ど
うなつたのか、その見通しはどうかと
いうようなことを最後にお伺ひして、
時間もございせんから、これで最後
の質問といたします。

見えて、群馬県は県をあげて一致して
一般放送事業の免許を要望しておるか
らぜひこれを免許してほしいという御
陳情がございました。私は御趣旨はま
ことにございとも考えましたので、
事務局と申しますか、技術当局に指
示いたしました。これが実現できるか
どうか十分に検討してもらいたいとい
うことを話したのでございます。そ
の後電波監理局におきましていろいろ
と苦心をしまして技術的な面を研究して
みたのでありますが、問題はやはり現
在の段階においては中波において割り
当てべき波がない、こういうことの
回答が参りまして、これは何としまし
ても波の割り当てべきものがなければ
どうにもしなかつたが、というのが実
情でございます。仰せのように、来年
の六月は、ちょうど一般の放送事業者
に対する再免許の機会になるわけでご
ざいます。と同時に、御承知と存じま
すが、郵政省には、今日、設置法に基
づいて臨時放送関係法制調査会が設け
られておりました。一昨年の秋以来、
調査会の委員の方が非常に熱心に今後
の日本におけるラジオ並びにテレビの
放送体系はいかにすべきかということ
の検討を進められておるわけござい
ます。と申しますのは、ラジオにおき
ましては、新たにFM放送という問題
が出てまいりました。また、テレビ
のほうにおきましては、従来のVHF
に對立しましてUHFという放送の普
及が必要ではないかという意見が出て
まいりましたので、それらをお互に考
えて、いかにしたら今後の日本として
最もりっぱな放送体系が確立できるか
という問題の検討中でございます。そ
の答申が、おそらく六月ごろには得ら

れるのではないかと期待しております
が、さような答申がありました。昨
は、この答申を十分尊重しながら、こ
れに基づいて、おそらく放送法等の関
係法律の改正も考えねばならぬと思ひ
ますし、また、実際の免許にあたりま
しても、かような全体としてなめたる
体系の上において具体的行政処分と
しての免許をやつてまいりたい、かよ
うに考えておられますので、しばらく
の間、その情勢の推移をひとつ見てい
ただきまして、われわれとしまして
は、何とか皆さんの御要望にできる限
り沿ひたい、こういう考えであるとい
うことを御了承いただきたいと思ひま
す。

見は、討論中にお述べを願ひます。
なお、御意見のおありの方は、原案
並びに修正案に対する賛否を明らかに
してお述べを願ひます。

○村山道雄君 私は自由民主党を代表
いたしまして、たゞいま議題となつて
おります郵政省設置法の一部を改正す
る法律案に対する修正案を提出いたし
たいと存じます。修正案はお手元にお
配りしてありますので、それによつて
御了承を願ひたいと思ひます。

次に、その理由を申し上げます。こ
の法律案は、昭和三十九年四月一日か
ら施行することになっておりますが、
四月一日はすでに経過しておりますので、
附則中の昭和三十九年四月一日を
公布の日に変更する必要があります。
よつて、ここに修正案を提出する次第
でございます。

以上、修正部分を除く原案に賛成い
たしまして、私の討論を終ります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御意見
もないようですから、討論は終局した
ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木與吉郎君) 御意見ない
と認めます。

それでは、これより郵政省設置法の
一部を改正する法律案について採決に
入ります。まず、討論中にありました
村山君提出の修正案を問題に供しま
す。村山君提出の修正案に賛成の方の
挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と
認めます。よつて村山君提出の修正案
は可決されました。

次に、たゞいま可決されました修正
部分を除いた原案全部を問題に供しま

す。修正部分を除いた原案に賛成の方
の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と
認めます。よって、修正部分を除いた
原案は、全会一致をもって可決されま
した。

以上の結果、本案は全会一致をもつ
て修正議決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本院規則第七十二条により議
長に提出する報告書の作成につきまし
ては、先例により委員長に御一任願
います。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

昭和三十九年四月二十五日印刷

昭和三十九年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局